

公益信託に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準

(令和8年3月23日設定)

公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)に係る以下の処分については、別紙「公益信託認可等に関する運用について(公益信託認可等ガイドライン)」「令和7年12月内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室。当該ガイドラインにおいて参照する「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」「平成20年4月内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室)を含む。)のとおりとする。

- 1 公益信託認可(第7条)
- 2 公益信託の変更等の認可(第12条)
- 3 公益信託の併合等の認可(第22条)
- 4 旧公益信託の移行認可(附則第4条)

附 則 この決定は、令和8年4月1日から施行する